

第1回滋賀県都市計画審議会専門委員会 議事要旨

日 時	令和2年4月30日(木) 15:00~17:00
場 所	Web会議による
出 席 者	非公開
<p>○議事概要</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議案審議</p> <p>【議第1号 委員長の選出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務局より推薦した委員について意見等はなく、承認された。 ● 委員長挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 昨今、様々なことが試されている局面にあり、変わるもの、変わらないものを見極める時期であろう。特に「三密(密閉・密集・密接)」が話題となっているが、これは近代・現代の建築・都市像に重なるものであり、それに対極的な行動が求められている状況である。「三密(密閉・密集・密接)」の反対語となる「開放・散在・分離」についてもこれからのまちづくりにおいて考えていきたい。 ➤ 滋賀県まちづくり基本方針は、言い換えれば、滋賀県の都市計画マスタープランである。個々の都市計画区域を超えた、県全体にわたる広域的かつ包括的な視点からの都市計画の基本方針である。 ➤ あわせて、それらを実現していくための方策を検討し、運用指針など制度設計に踏み込むものである。県全体での包括的な観点と、具体的な施策とを考えていく「滋賀県まちづくり基本方針」として、各委員の専門的な意見をいただきたい。 ● 設置要綱の第3条4項に基づき、委員長が委員長代理を指名し、承認された。 ● 会議の公開・非公開について、事務局より説明がなされ、非公開とすることで承認を得た。また、議事録は作成し、その概要は今後県のHP等で公表することとされた。 <p>【議第2号 滋賀県まちづくり基本方針について】</p> <p>事務局からの説明に対する委員の意見は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 滋賀県全域のまちづくり基本方針として、市町を跨ぐことを念頭に置きつつ検討されたい。特に拠点の設定においては、明らかに災害の危険性が高い場所は避けるべきである。 ➤ 日常時だけでなく非常時においても物資や人を運ぶ役割を担う、安全な場所や代替性も考慮した軸を設定されたい。 	

- 利便性の確保のほか、自然環境・農林漁業との調和の視点を盛り込まれたい。
- グリーンインフラや ECO-DDR(生態系を活用した防災・減災)などの考え方、災害の種類やスケールごとの対応を検討されたい。
- 公共交通が廃線になった場合にどのようなサポートができるか、事例を見ながら検証されたい。併せて、自動車の使い方についても検討する必要がある。
- コンパクトという視点が強く、スマートシティについては具体性がみられない。
スマートシティに係る技術は、教育・金融・防災・交通など多分野で導入されつつあり、特に自動運転による渋滞対策などの検討が国で具体的に進められているはずなので、交通の要所として滋賀県も進んで取り組んで欲しい。
- 滋賀県には水田が多いうえに、耕作放棄地がほとんどなく、優良な農地保全の状態が続いている。農業の暮らしと都市の暮らしが共存することで、暮らしやすい環境ができるのではないか。
- まちなかの空洞化の抑制のために、市街化調整区域における宅地開発は規制すべきである。また、まちなかをどのように活用するかということも重要であり、大規模小売店舗についても規制を強化するなど、分散型の土地利用を抑制する施策を計画に反映されたい。
- 高齢化社会の到来により公共交通へのニーズが高まると予想されているが、公共交通を利用することが生活にメリットにならなければ(自家用車利用から公共交通利用へ)転換しないし、転換しなければ、交通事業者からの賛同が得られないだろう。
- 地区計画が市街化区域の縁辺部等でみられるが、地区計画とあわせて開発許可制度等による開発についても議論されたい。許可の要不要にかかわらず開発行為については、実態が十分に把握できていないことがあり、一度これらの状況について整理すべきである。
- 空家の問題については、特定空家に関する施策は取り組みがみられるが、居住誘導をはかるための住宅施策に踏み込む必要がある。所有者・事業者や移住者に対するインセンティブなど、制度的にも考えていく必要がある。

3. 閉会